

## 新発田市景観アドバイザー設置要綱

### (設置)

第1条 新発田市景観条例（平成20年新発田市条例第3号）及び新発田市屋外広告物条例（平成20年新発田市条例第30号）に基づく良好な景観の形成を図るため、新発田市景観アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置く。

### (職務)

第2条 アドバイザーは、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項又は第2項に規定する届出を行おうとする者に対する良好な景観の形成のための相談及び助言に関すること。

屋外広告物の許可申請等を行おうとする者に対する良好な景観の形成のための相談及び助言に関すること。

市が実施する公共事業に係る形態意匠、色彩等の相談及び助言に関すること。

その他良好な景観の形成に関すること。

### (委嘱)

第3条 アドバイザーは、建築物、工作物又は屋外広告物の形態意匠、色彩等景観の形成に関して専門的知識及び経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 アドバイザーの定数は、5人以内とする。

### (任期)

第4条 アドバイザーの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 アドバイザーが欠けた場合における後任のアドバイザーの任期は、前任者の残任期間とする。

( 臨時アドバイザー )

第 5 条 前 2 条の規定にかかわらず、市長は、臨時的に発生した課題に対して、良好な景観の形成を図るためにアドバイザー以外の者との相談及びその助言が必要と認めるときは、臨時アドバイザーを置くことができる。

2 臨時アドバイザーは、当該臨時的に発生した課題に関して専門的知識及び経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時アドバイザーは、第 3 条第 2 項に規定するアドバイザーの定数に含まれないものとする。

4 臨時アドバイザーの任期は、委嘱の日から当該臨時的に発生した課題に係る相談及び助言が終了する日までとする。

( その他 )

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。